ホットライン 2010年

意見交換会 • 概要

ニコラ・ベクイリン(Nicholas Bequelin)氏 (「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」) アジア局上級調査員

日時: 2010年10月27日

場所: 日本国際問題研究所(JIIA)

【日本側参加者】

斎木尚子(SAIKI Naoko)日本国際問題研究所副所長鈴木 隆(SUZUKI Takashi)日本国際問題研究所研究員

その他、研究者と実務家(外務省課長級)計5名の参加者

【ヒューマン・ライツ・ウォッチ関係者】

ニコラ・ベクイリン (Dr. Nicholas Bequelin; Senior Researcher, Asia Division, Human Rights Watch)

土井香苗(ヒューマン・ライツ・ウォッチ、アジア局・日本代表、弁護士)

ニコラ・ベクイリン氏との意見交換会・概要

本意見交換会は、「ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch、以下、HRW と略記)」の要請に基づき、最近の中国の政治・社会状況や人権問題をテーマとして、約 1 時間半(ベクイリン氏の基調報告を含む)にわたり活発な意見交換が行なわれた。概要は以下のとおり。

1. 報告要旨

ご承知のとおり、HRW は、世界各地において、人権問題を中心とする研究・調査活動を実施している。中国国内では、政府刊行物等の公開資料はもとより、政府関係者や研究者、メディア関係者、人権活動家などからも情報を収集している。官憲による厳しい監視をかいくぐって集められた、それらの一次資料に基づく研究成果について、われわれは一定の自信を持っている。

中国における活動の主な目的は、「中国の人権状況が国際基準を満たしていない」と非難することでなく、そこでの人権状況の改善に対する制約や障碍を理解することにある。例えば、チベット問題にみられるように、言論の自由や信教の自由といった、個別的自由の尊重はもとより重要であるが、それ以外にも、いわゆる「法の支配」や健全な司法制度の確立など、人権保障のための「システム」としての有効性や実効性を重視している。

こうした問題意識に基づき、わたくしは 2006 年以来、中国の司法制度を研究している。中国の裁判制度が政治から独立しておらず、法の内容も国際的水準から立ち遅れていることは、よく知られた事実である。しかしそれにもかかわらず、今日、人々の権利・法意識は大きく前進しており、政府もまた――少なくとも表面上は――自らの支配の正統性を法に基礎づけるべく努めている。この点、現行の政治・法体系と市民意識との間に存在する「ギャップ」が、今後いかに作用するかについては、十分な関心が払われるべきである。

過去二十年の間に、中国社会では巨大な変化が生じたが、このうち真に重要なものの1つとして、「権利擁護(中国語では、維権運動)」運動の勃興が挙げられる。それは、市民たちが「紙の上に書かれた諸権利」を実現・擁護しようとする行動であり、人権尊重と民主主義の志向性に基づきつつも、中国政治の現実に根ざした、思慮深く、高度に戦術的な運動である。「維権運動」には、デュー・プロセスの徹底を主張する多くの弁護士や、司法改革の推進を呼びかける学術研究者、ジャーナリスト、NGO関係

者、そして、政府・行政機関の遵法行動を要求する中間層の人々が参画し、インターネットを媒介として緩やかなネットワークを形成している。その主な目的は、法治を重視した一般的な権利擁護の活動(例:資産保護、社会保障の拡充、健康で文化的な社会生活の増進)であり、政治体制の転換を企図したものではない。こうした社会的実践の背後には、市場経済の深化に伴ない、行政活動の予測可能性の向上を期待する市民意識の高まりが指摘できる。

他方で、共産党が、政治権力の排他的独占の維持を目的として、統治の革新と制度 化を積極的に進めている事実は、銘記されなければならない。実際、共産党は、国民 生活の向上と国際社会における地位の強化に相当程度に成功し、その結果、長きにわ たる中国の歴史の中で、市民的諸権利の保護が今日ほど実行されている時代は見当た らない。歴史的な観点からみて、そうした事実を否定することは誤りであり、共産党 は、現段階の「中国」の管理に比較的に成功している。社会の様々な要求に対して、 党と政府は、その優先順位や利害表出チャネルの設定の可否などの点で、これらに選 択的に対応している。この点、1989年の天安門事件の最大の教訓とは、共産党の支配 体制が今後とも生き残れるか否かは、ひとえに、社会・経済的変容に対応した政治的 適応力の持続にかかっている、ということであった。そして、このような適応戦略は、 少なくとも現時点まで、比較的に成功を収めている。

しかしにもかかわらず、わたくしは、そうした政治手法には限界がある、ことを強調しておきたい。その有力な証左として、とくに 2000 年代半ば以降、街頭デモや労働ストなどの集団抗議活動が頻発し、社会紛争が深刻化している。こうした状況は、一方においては、上述した共産党サイドの適応的諸改革を促すと共に、他方では、社会的不安定のさらなる昂進の危険性を予感させる。しかし、胡錦濤や温家宝に代表される現指導部は、リスクを極度に懼れ、政策的イノベーションを実行する胆力を持たない、つまり大きな将来ビジョンを描くことができない人々――この逆の例としては、硬直した経済システムを変革するため、鄧小平が終始、巨大な「ギャンブル」に打って出たことを想起すればよい――である。現政権は、中国の将来を賭けた政治的勝負に出る代わりに、軍隊や警察、検閲制度などの物理的強制力を強化することにより、政治的安定の確保に汲々として努めている。

2008年12月に発表された「08憲章」の作成を主導した劉暁波氏を、当局が「国家 政権転覆扇動罪」の名目で懲役刑に処したことは、上述のごとき政権の強硬な態度 を如実に示している。むろん、党内の強硬・保守派は、ノーベル平和賞受賞者に対す るそうした対応を支持しているが、これは彼らが期待する結果をもたらさないであろ う。獄中のノーベル賞受賞者の存在は、中国の希求するソフト・パワーの獲得を破綻させ、国際社会における中国のイメージを著しく傷つけるであろう。また、中国政府が劉暁波を罪人扱いすればするほど、国際社会との認識上のギャップはますます拡大し、中国の人権問題に関心が集まるであろう。現在、中国では確かに保守・強硬派が力を増しており、とくに 2006 年頃を時期的境として、司法制度改革の推進や人権状況の改善についても、一種の反動状況が見い出される。

しかし、社会における様々な利害関心に対応するための根本的な方法は、やはり中国における「法の支配」の確立しかない。これに対して、政治改革の性急な実行は、現状では危険性が高い。また、多くの外国人も、体制転換後に登場するかもしれない超ナショナリスト的政権よりも、共産党の方が「まだマシ」だと考えている。ただし、そうしたナショナリズムの問題の克服も、結局のところ、法の支配を基盤とする中国の市民社会の構築にかかっているといえよう。現在の共産党指導部が、改革の一歩を踏み出すことができないとしても、〔共産党の18回党大会が開催され、指導部が交代する〕2012年には、何かみるべき成果が期待できるかもしれない。

2. 主要な論点と議論

上記ベクイリン報告に対して、日本側参加者より、①共産党の支配と基本的人権の尊重は、果たして両立しうるか、②中国は、国際社会における地位や名声、責務を一定程度重視する一方、各国に共通した理解や規範は異なる、独自の「人権」や「法の支配」というものを追求しているのではないか、などのコメントが提出された。

また、同じく日本側参加者から、領土問題に関連した中国ナショナリズムの動向、とくに、十分な情報をもち高い知的・教育水準にあると思われる若年層が、時として激烈なゼノフォビックの態度を示すのはなぜか、について疑問と懸念が示された。この点について、報告者は、①1980年代から90年代に生まれた大多数の若者が、実際には、脱政治的なメンタリティを持っていること、②しかしにもかかわらず、社会のエリートである大学生は、民族主義の奥深い感情を有していること、を指摘した。そして、こうした若者が十分な人生経験を持たない人々であり、彼らが仕事や家庭を持って社会の一員として成熟したとき、換言すれば、市民社会の漸進的な成熟こそが「Nationalistic Poison」の解毒作用を持つであろう、との見解を述べた。

(了)